

## 豊中市歯科健康診査事業実施要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、「歯周病検診マニュアル 2015」に基づき、市民の成人期における歯科健康診査（以下「健診」という。）を実施することにより、歯および口腔内の健康づくりへの関心を高めるとともに生活習慣の改善を促し、もって健康の保持・増進を図ることについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 健診を受けることができる者は、勤務する事業所等で受診可能な者を除く市内に居住地を有する満30歳以上75歳未満及び満75歳以上の生活保護を受給する者（以下「対象者」という。）とする。

### (申込方法及び実施方法)

第3条 健診の申込方法及び実施方法は、別表に定めるとおりとする。

- 2 対象者は、健診を受けようとするときは、市が発行する受診票を提示しなければならない。
- 3 受託機関は、同日同一人物に対して、市の健診と、市とは別の健診を実施することはできない。

### (事業の委託)

第5条 市長は、健診の実施を別表に定める第三者機関に委託して実施することができる。

### (細 目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成4年11月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成12年6月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成16年6月1日から適用する。

2 改正後の豊中市歯周疾患予防のための歯科健康診査事業実施要綱第2条、第3条、第4条並びに第5条及び別表の規定は、平成16年6月1日以後に実施する健診から適用し、同日前に実施する健診については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年12月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(別 表)

申し込み方法	実施方法	受託機関	健診実施機関
受診票を持参し、健診実施機関に直接申込	個別健診	一般社団法人 豊中市歯科医師会	一般社団法人 豊中市歯科医師会 加入医療機関
一般財団法人 豊中市医療保健センターに直接申込	個別健診	一般財団法人 豊中市医療保健センター	在宅寝たきり者 等歯科診療事業 として